

## 4月以降の県施設の対応について

令和2年4月2日

県民生活部

- 新型コロナウイルスの感染拡大を防ぐ観点から、不特定多数の県民の来訪が見込まれる別紙の施設（66施設）については、休館の終期を当面4月19日までとする。
  
- ただし、以下の施設については、当面休館を見送ることとする。  
(県民の命と生活を守る施設)
  - ・ 循環器・呼吸器病センター、がんセンターなどの県立病院
  - ・ 社会福祉総合センター、精神保健福祉センターなど福祉施設
  - ・ ハローワーク浦和サテライト、若者自立支援センターなど就業支援施設  
(県民生活の継続に必要な施設)
  - ・ 県民活動総合センター、埼玉会館など研修やセミナーに活用される施設
  - ・ 新都心ビジネス交流プラザや埼玉県産業文化センターなど産業振興施設  
(感染の恐れが少ない施設)
  - ・ 大麻生ゴルフ場、長瀬射撃場など開放空間での利用が行われる施設
  
- 開館する各施設においても、以下の条件にあてはまる利用は行わないよう徹底する。
  1. 身体活動や発声等による病原体排出リスクの増加など、感染リスクを高める恐れのある活動を目的とする利用
  2. 「換気の悪い密閉空間」、「人が密集」、「近距離での会話」という状況が同時に重なる可能性のある利用
  
- 指定管理者に対しては、既に予約のある利用を含め、県の方針を踏まえた対応を行うよう要請する。

## 4月19日まで休館する県施設一覧（4月2日現在）

NO	施設名称	部局名	施設の問い合わせ先	備考
1	平和資料館	県民生活部	0493-35-4111	指定管理施設
2	生活科学センター	県民生活部	048-261-0993	指定管理施設
3	武道館	県民生活部	048-777-2400	指定管理施設
4	スポーツ総合センター	県民生活部	048-774-5551	
5	防災学習センター	危機管理防災部	048-549-2313	指定管理施設
6	環境科学国際センター※	環境部	0480-73-8363	※展示館を休館
7	自然学習センター※	環境部	048-593-2891	指定管理施設 ※屋外施設の利用は規制しない。
8	狭山丘陵いきものふれあいの里センター※	環境部	04-2939-9412	指定管理施設 ※屋外施設の利用は規制しない。
9	さいたま緑の森博物館※	環境部	04-2934-4396	指定管理施設 ※屋外施設の利用は規制しない。
10	環境整備センター	環境部	048-581-4070	施設見学を休止
11	障害者交流センター	福祉部	048-834-2222	指定管理施設
12	伊豆潮風館※	福祉部	0557-51-1504	指定管理施設 ※4月4日から休館
13	県民健康福祉村	保健医療部	048-963-7111	指定管理施設 ※屋内のジム及びプール、屋外のテニスコートのナイター利用を休館。 屋外施設の利用は規制しない。
14	彩の国ビジュアルプラザ 映像ミュージアム	産業労働部	048-265-2500	運営委託
15	彩の国ビジュアルプラザ 公開ライブラリー	産業労働部	048-268-8000	運営委託
16	農林公園	農林部	048-583-2301	指定管理施設 ※木材文化館を休館
17	農業大学校販売実習棟	農林部	048-501-6845	
18	花と緑の振興センター※	農林部	048-295-1806	※展示コーナーを休館
19	水産研究所※	農林部	0480-61-0458	※観賞魚展示棟を休館
20	県民の森※	農林部	0494-23-8340	指定管理施設 ※休館に向け調整中
21	みどりの村※	農林部	0494-75-3441	指定管理施設 ※休館に向け調整中
22	森林科学館※	農林部	0494-56-0026	指定管理施設 ※休館に向け調整中
23	秩父高原牧場※	農林部	0494-65-0311	直営施設 ※モーモーハウス内の体験実習室を閉鎖 多目的トイレ・授乳室のみ解放
24	合角ダム管理所	県土整備部	0494-78-0285	展示室、ダムカード配布一時休止
25	権現堂調節池管理所	県土整備部	0480-43-2895	展示室、ダムカード配布一時休止
26	有間ダム管理所	県土整備部	042-979-0914	ダムカード配布一時休止 ※有間ダムには、展示室はありません
27	大宮公園※	都市整備部	048-641-6391	直営施設 ※小動物園を休園、(体育館は3/31で廃止)
28	上尾運動公園※	都市整備部	048-771-4245	指定管理施設 ※体育館を休館
29	川越公園※	都市整備部	049-241-2241	指定管理施設 ※フィットネスクラブ棟を休館

## 別表

30	所沢航空記念公園※	都市整備部	04-2996-2225	指定管理施設 ※所沢航空発祥記念館を休館
31	こども動物自然公園※	都市整備部	0493-35-1234	指定管理施設 ※動物園を休園
32	熊谷スポーツ文化公園※	都市整備部	048-526-2004	指定管理施設 ※熊谷ドーム・体育館を休館
33	羽生水郷公園※	都市整備部	048-565-1010	指定管理施設 ※さいたま水族館を休館
34	秩父公園※	都市整備部	048-526-2004	指定管理施設 ※音楽堂、野外ステージを休館
35	大久保浄水場	企業局	048-852-8841	施設見学を休止
36	庄和浄水場	企業局	048-746-4411	施設見学を休止
37	行田浄水場	企業局	048-559-3660	施設見学を休止
38	新三郷浄水場	企業局	048-953-6565	施設見学を休止
39	吉見浄水場	企業局	0493-54-1484	施設見学を休止
40	水質管理センター	企業局	048-558-1051	施設見学を休止
41	柿木浄水場	企業局	048-953-6565	施設見学を休止
42	荒川水循環センター	下水道局	048-421-5861	施設見学、マンホールカード配布を休止
43	元荒川水循環センター	下水道局	048-728-2011	施設見学、マンホールカード配布を休止
44	新河岸川水循環センター	下水道局	048-466-2400	施設見学、マンホールカード配布を休止
45	中川水循環センター	下水道局	048-952-3351	施設見学、マンホールカード配布を休止
46	古利根川水循環センター	下水道局	0480-22-3819	施設見学、マンホールカード配布を休止
47	新河岸川上流水循環センター	下水道局	049-224-2741	施設見学、マンホールカード配布を休止
48	市野川水循環センター	下水道局	0493-62-0410	施設見学、マンホールカード配布を休止
49	荒川上流水循環センター	下水道局	0493-62-0410	施設見学、マンホールカード配布を休止
50	小山川水循環センター	下水道局	0495-21-7997	施設見学、マンホールカード配布を休止
51	歴史と民俗の博物館	教育局	048-641-0890	
52	さきたま史跡の博物館	教育局	048-559-1111	
53	嵐山史跡の博物館	教育局	0493-62-5896	
54	近代美術館	教育局	048-824-0111	
55	自然の博物館	教育局	0494-66-0404	
56	文書館	教育局	048-865-0112	事前予約の上、資料提供等を実施
57	川の博物館	教育局	048-581-7333	指定管理施設
58	熊谷図書館	教育局	048-523-6291	館内書架や閲覧コーナーは利用禁止
59	久喜図書館	教育局	0480-21-2659	館内書架や閲覧コーナーは利用禁止
60	加須げんきプラザ	教育局	0480-65-0660	
61	大滝げんきプラザ	教育局	0494-55-0014	
62	長瀬げんきプラザ	教育局	0494-66-0177	指定管理施設、
63	小川げんきプラザ	教育局	0493-72-2220	指定管理施設、
64	神川げんきプラザ	教育局	0495-77-3442	指定管理施設、
65	名栗げんきプラザ	教育局	042-979-1011	指定管理施設、
66	さいたま文学館	教育局	048-789-1515	指定管理施設

○休館状況は各施設によって異なります。（建物自体は開館しているなど）

○詳細については、施設へお問い合わせください。

# 県立学校の再開に向けて

令和2年4月2日

教育局

## 1 県立学校の再開

県立中学校及び高等学校については、3月24日付け文部科学省通知及び「埼玉県新型コロナウイルス感染症専門家会議（3月25日開催）」を踏まえ、学校の再開を目指して検討を進めてきたところである。昨日、国において専門家会議が開かれ、文部科学省からガイドライン（改訂版）が示された。

一方、東京都内では外出自粛を要請するなど様々な取組が行われているにもかかわらず感染者数が急増し、また、本県の感染者は急激な増加とはなっていないものの増加傾向を示しており、いつ感染者が急増するか見通せない状況にある。

これらの状況を踏まえ、県立中学校及び高等学校は、児童生徒が広域から通学していることを考慮し、4月12日まで休業期間を延長し、4月13日からの再開を目指すこととする。

なお、県立特別支援学校については、児童生徒の健康管理や居場所の確保、家庭への負担を考慮し、感染予防対策を徹底した上で、春休み終了後、予定どおり開始する。

## 2 入学式

- ・入学式は、必要な感染予防対策を徹底した上で実施する。
- ・県立中学校及び県立高等学校は、参加者を入学者と教職員に限り実施する。  
県立特別支援学校は、保護者の参加も認めるが最小限とする。
- ・参加者間のスペース確保や式全体の時間の短縮などの工夫をする。

## 3 新年度の準備等

- ・教材の配布や生徒へのオリエンテーションなどのため登校日を設けることは差し支えない。

## 4 部活動等

- ・休業中の部活動は実施しない。

## 5 その他

- ・市町村立学校については、各市町村での感染状況や学校の規模等が一律でないことから、4月1日付けの文部科学省のガイドライン（改訂版）等を踏まえ適切に判断していただくようお願いする。

## <県立高等学校での主な感染予防対策について>

### ○ 基本的な感染予防対策

- (1) 日常において、3つの条件（換気の悪い密閉空間、多くの人々が密集、近距離での会話や発声）が同時に重なることを徹底的に避ける。
- (2) 基本的な感染予防対策の徹底
  - ・十分な睡眠、適度な運動やバランスのとれた食事を心がけるよう指導する。
  - ・手洗いや咳エチケットなどの基本的な感染予防対策を徹底するよう指導する。
  - ・健康観察を徹底して行う。（生徒及び教職員の毎朝の検温）
- (3) 発熱等の風邪の症状がみられる場合の対応
  - ・自宅で休養させる。
  - ・登校していた場合は、別室に待機後、帰宅させる。
- (4) 適切な環境の保持
  - ・教室のこまめな換気を行う。
  - ・昇降口等に消毒設備（アルコール消毒液など）の設置や、定期的な消毒（ドアノブなど、多数の者が触れる場所を中心に）を行う。
- (5) 来校者には、氏名や来校時間、連絡先等を記入させる。

### ○ 授業について

以下の点を徹底した上で授業を行うこと。

- (1) 万全な感染予防対策を徹底する。
- (2) 生徒が密集する活動や近距離での活動にならないよう配慮する。
- (3) 外部人材を活用する際には、健康状況把握や感染予防対策を行う。
- (4) 各教科・科目において、単元や内容の順序を一部変更して行うなど工夫する。

### ○ 授業について ～ 留意する具体的な授業の場面 ～

各教科の例

- (1) 理科  
近距離による会話等が必要となり、集団感染のリスクが高いことから、実験は当面実施せず、演示実験や実験動画の視聴に替えるなど工夫する。
- (2) 家庭  
調理実習は生徒同士が近距離の活動となり試食も行うため、当面実施しない。
- (3) 音楽  
歌唱や管楽器等を使う活動は当面実施しない。
- (4) 外国語  
音読活動、ペアワーク、グループワーク等、声を発する際、近距離での活動にならないよう配慮する。

(5) 保健体育

- ・ 生徒の体力や健康状況を把握し、感染予防対策の観点を踏まえた環境での活動になるよう、学習内容を工夫する。
- ・ 大人数での活動や身体接触を伴う活動（複数による準備運動など）は行わない。
- ・ 体育館や武道場等で実施する場合は、窓や扉を全開にして十分な換気を行う。

○ 部活動について

休業中の部活動は実施しない。休業後に、再開する際は、感染予防対策を徹底した上で、以下の点に留意して実施すること。

- (1) 屋内では、窓や扉を全開にして十分な換気を行う。
- (2) 生徒が密集する活動や近距離での活動にならないよう配慮する。  
特に、歌唱や管楽器等を使う活動については、分散をして実施するなど、生徒間の距離を十分にとる。
- (3) 他校との合同練習（練習試合も含む）は実施しない。